第１回　西原村公立保育所のあり方検討委員会
次第

日時　令和８年２月１９日（木）14:00～
会場　西原村役場　２階　議員控室

１．開会

２．委嘱状交付

３．村長挨拶

４．委員長および副委員長の選任および諮問

５．委員長挨拶

６．西原村公立保育所のあり方検討委員会の概要説明(事務局より)

７．閉会

西原村公立保育所のあり方検討委員会　概要について

【設置の目的】

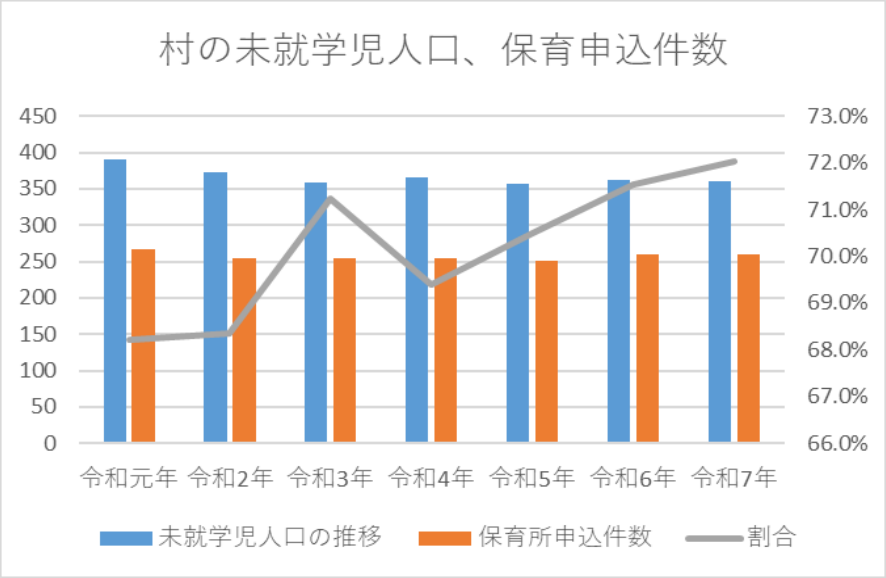
本村における人口の増加、保育ニーズの増加、および公共施設の老朽化が進む中、持続可能で質の高い保育環境を確保するため、公立保育所の役割や適正配置、運営形態について専門的かつ多角的な視点から検討することとしました。

【村の未就学児童人口、保育申込件数推移】

村の未就学児は、表１のとおり令和元年から令和７年までの推移を比較すると、29 名減少しています。保育施設への申込件数は、令和元年から令和７年まで減少していますが、未就学児の人口に対する割合は年々増加しております。これは、共働き世帯の増加と核家族化の進行によるものだと推測され、今後も増加する可能性が高い状況です。

（表１）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
未就学児人口の推移	390	373	358	366	356	362	361
保育所申込件数	266	255	255	254	251	259	260
割合	68.2%	68.4%	71.2%	69.4%	70.5%	71.5%	72.0%



【村内の保育所の概要】

本村における認可保育所は、公立のにしはら保育園と私立の阿蘇こうのとり保育園の２か所となっています。

■にしはら保育園
所在地：西原村大字小森５７５－１
認可定員：１８０名

■阿蘇こうのとり保育園
所在地：西原村大字布田１００４－７
認可定員：７０名

各園のクラス年次ごとの定員と現在の利用人数は以下のとおりです。
≪定員≫

施設名	定員						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
にしはら保育園	10	60		110			180
阿蘇こうのとり保育園	8	20		42			70

≪利用人数≫　※令和８年２月時点

施設名	利用人数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
にしはら保育園	16	21	24	26	30	38	155
阿蘇こうのとり保育園	8	9	11	16	13	15	72

【村立保育所の受け入れ状況】

保育需要が毎年増加している一方で、村立保育所では定員 180 人に対して利用人数は 155 人と、定員を満たしていない状態となっています。村立保育所の受入能力は、保育士の確保状況に大きく左右されます。村では、保育施設への申込件数に対応するため、派遣保育士の利用やフルタイムの会計年度任用職員の採用など、保育士確保に努めてきましたが、全国的な保育士不足の影響で毎年すべての申込に対応できるまで保育士を確保できている状態ではありません。

このことにより、特に増加している０歳児の申込に対応できる状態になっていないため、直近の保育ニーズに対応できず潜在的待機児童が発生している状態となっています。（令和７年度入所希望児童のうち６名が潜在的待機児童）

【保育士の確保状況】

村では、長年、正規雇用職員と非正規雇用職員で必要な保育士数を満たしてきましたが、定員管理計画により正規職員の保育士を増やすことが難しく、非正規職員の割合が70%を超えており、今後も正規雇用職員の退職等が進んだ場合、非正規雇用職員や派遣保育士に運営を依存しなければならない状況に陥ります。今後の安全で安心な保育施設の運営を行う上で、そのあり方を検討しなければならない状況です。

施設名	保育士				割合	
	正規	会計年度	派遣	計	正規	非正規
にしはら保育園	7	20	3	30	23%	77%

【公立保育所の置かれた状況】

全国的に公立保育所は、減少傾向にあります。これは、地方自治体が、正規雇用として保育士を確保しづらい状況になっていることと、平成 16 年度から「公立保育所運営費の国庫負担の廃止と一般財源化」が行われたことにより、公立保育所の民間譲渡、いわゆる「公立保育所の私立化」が進んだためです。また、平成 27 年度からは、公定価格により国庫負担と県負担の割合が明確化したことにより、公立保育所と私立保育所の運営費用の差は大きくなり、村の財政面では、交付税措置はあるものの、私立保育所と比べ、村立保育所が置かれた状況は厳しくなっています。

【保育所運営費】

村立保育所と私立保育所の運営の経費を比較すると、村立保育所の保育実施に係る経費は保護者・村の２者が、私立保育施設の保育実施に係る経費は、保護者・国・県・村の４者が負担する仕組みになっています。特に令和元年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、３歳以上児については、保護者の保育料の負担がなくなり、村立保育所の経費は、100%を村の負担で運営していますが、私立保育所は、国が 50%、県と村が 25%の負担割合で運営費を折半しています。

令和６年度　保育所運営費

	①運営費	②延べ利用児童数	③国支給対象額	④国 ③の1/2	⑤県 ③の1/4	⑥村 ①-④-⑤	村負担	児童1人あたり費用
村立保育所	99,017,590	1,894	-	-	-	-	99,017,590	52,280
私立保育施設	134,734,000	926	131,745,000	65,872,500	32,936,250	35,925,250	35,925,250	38,796

表のとおり、概算ではあるものの児童１人当たりにかけている村負担額の比率は村立保育所が 52,280 円のままであるのに対し、私立保育施設は 38,796 円と、村立保育所の児童の方が 13,484 円多くなっています。

また、改築等の施設整備の経費についても、村立保育所の場合は、基本的には村が全額負担することになっていますが、私立保育施設の場合は、国の補助金等を受け、国（1/2）・村（1/4）・事業所（1/4）の３者で分配することができます。

公平で充実した保育を実施するためには、保育所の民営化を含めた検討が必要な状況となっています。